

# 下田市国民健康保険

## 国保だより



発行：平成26年7月

下田市 市民保健課 国保年金係  
電話 0558-22-3922

### 平成26年度から課税限度額と軽減範囲が変わります

#### ◎ 国民健康保険税の概要

**国民健康保険税** 国民健康保険税（国保税）は、次の3つの区分で構成されています。

国民健康保険税		
医療分（基礎分）	支援金分（後期高齢者支援金分）	介護分（介護納付金分）

**国保税の計算方法** 医療分・支援金分・介護分それぞれにおいて国民健康保険（国保）加入者の所得・資産・人数等の状況を基に、被保険者1人につき「所得割」「資産割」「均等割」、1世帯につき「平等割」が計算され、それらを合算したものが国保税となります。なお所得については前年中の収入を基に計算します。前年中に収入が無い方も申告が必要です。

**年間の国保税** 医療分・支援金分・介護分それぞれに課税限度額（上限額）が定められているため、医療分は51万円、支援金分は16万円、介護分は14万円を超えることはありません。（合計81万円を超えません。）また国保税は年額を10期に分けて納付いただきます。

**介護分の国保税** 介護分は40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）のみにかかる国保税です。65歳になる年度の介護分は、誕生月の前月分（誕生月が各月1日の方は前々月分）までを1年間に割り振ります。誕生月以降は国保税とは別に介護保険料納付書が届きます。

**国保税の納税義務者** 国保税は世帯主の方に納付義務があります。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に被保険者がいれば、世帯主宛に納税通知書を送付させていただきます。

#### ◎ 国の地方税法の改正に伴い平成26年度の国民健康保険税の一部を改正することになりました。

**★改正1★ 国保税の支援金分の課税限度額が14万円から16万円に、介護分の課税限度額が12万円から14万円に引き上げられます。**

国保税は医療分・支援金分・介護分それぞれに課税限度額（上限額）が定められ、課税限度額に達するまでは所得に応じて増える仕組みになっています。これまでは、それぞれの課税限度額に達する世帯（限度額超過世帯）の割合にばらつきがみられましたが、今回の改正で支援金分と介護分の課税限度額を引き上げることで、3つとも同程度の割合となるように負担の公平性を図ります。（今回の改正では医療分の引き上げはありません。）

**国民健康保険税の税率表** ※介護分の計算には対象者以外の方の所得や資産、人数などは影響しません。

区分	課税対象	税率	医療分 税率 (75歳未満)	支援金分 税率 (75歳未満)	介護分 税率 ※ (40歳以上65歳未満)
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額		5.5%	2.2%	1.8%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額		32.0%	0%	0%
均等割	被保険者1人につき		25,300円	9,600円	12,000円
平等割	1世帯につき		20,600円	6,100円	4,500円
<b>課税限度額</b> (上記4つの合計額の上限度額)			51万円	<b>【改正】</b> 14万円 ⇒ <b>16万円</b>	<b>【改正】</b> 12万円 ⇒ <b>14万円</b>

※ 大切なお知らせです。納税通知書と併せて、必ずお読みください。

★改正2★ 均等割額・平等割額の軽減制度における軽減対象世帯が拡大されます。

国保加入者全員の所得（国保に加入していない世帯主＝擬制世帯主の所得も含まれます）の合計が一定基準以下の世帯については、国保税の「均等割額」と「平等割額」を減額する軽減措置（7割・5割・2割軽減）があります。今回の改正では、特に所得の少ない方に対し軽減の対象世帯が拡充されるように、これまでは5割軽減の対象世帯に含まれなかった1人世帯が含まれるようになります。さらに2割軽減の基準額が引き上げられ、軽減の対象基準額の幅が広がります。このように、所得の少ない方により配慮した負担軽減の改正を行います。

軽減割合と判定所得基準（下記基準に該当する場合、自動的に軽減します。申請の必要はありません。）

7割軽減	国保加入者全員分の 総所得の合計	≤	33万円
5割軽減	国保加入者全員分の 総所得の合計	≤	33万円 + <b>被保険者数</b> × 24.5万円 ↑ 1人世帯も含まれるようになりました。 ※改正前 33万円 + (被保険者数 - 世帯主) × 24.5万円
2割軽減	国保加入者全員分の 総所得の合計	≤	33万円 + 被保険者数 × <b>45万円</b> 基準額が上がり対象基準額の幅が↑広がりました。 ※改正前 33万円 + 被保険者数 × 35万円

※ 後期高齢者医療制度に移行した方（旧国保被保険者）がいる場合、移行後の5年間は世帯構成や収入が変わらなければ同じ軽減割合となるように、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて軽減の判定をします。

◆◆◆いくつか国保税の計算モデルケースをご紹介します。◆◆◆

計算モデルケース1（世帯主72歳と配偶者70歳の2人世帯）

世帯主：年金収入130万円 → 年金所得10万円（130万円 - 120万円）  
 配偶者：年金収入120万円 → 年金所得0円（120万円 - 120万円）  
 土地・家屋等の固定資産税（都市計画税除く）約64,000円

- (1) 世帯の総所得：10万円（世帯主所得）+ 0円（配偶者所得）= 10万円
- (2) 7割軽減に該当：世帯の総所得（軽減判定用所得）0円 ≤ 33万円（7割軽減基準額）
- (3) 賦課基準額：[10万円（世帯主所得） - 33万円] + [0円（配偶者所得） - 33万円] → **0円**
- (4) 介護分：2人とも65歳以上なため介護分はありません。

《国保税の計算》

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	<b>0円</b> × 5.5% = <b>0円</b> ①	<b>0円</b> × 2.2% = <b>0円</b> ⑤	該当無し ⑧
資産割	64,000円 × 32% = <b>20,480円</b> ②	(0%)	(0%)
均等割	25,300円 × 2人 × 0.3(7割軽減) = <b>15,180円</b> ③	9,600円 × 2人 × 0.3(7割軽減) = <b>5,760円</b> ⑥	該当無し ⑨
平等割	20,600円 × 1世帯 × 0.3(7割軽減) = <b>6,180円</b> ④	6,100円 × 1世帯 × 0.3(7割軽減) = <b>1,830円</b> ⑦	該当無し ⑩
小計	①+②+③+④ = <b>41,840円</b>	⑤+⑥+⑦ = <b>7,590円</b>	該当無し ⑧+⑨+⑩
総合計	国保税（年額） <b>49,430円</b>		

## 計算モデルケース2（世帯主64歳と配偶者70歳の2人世帯）

世帯主：年金収入117万5千円 ⇨ 年金所得47万5千円（117万5千円－70万円）  
 配偶者：年金収入154万円 ⇨ 年金所得34万円（154万円－120万円）  
 土地・家屋等の固定資産税（都市計画税除く）約64,000円

- (1) 世帯の総所得：47万5千円（世帯主所得）＋34万円（配偶者所得）＝81万5千円  
 (2) 5割軽減に該当：世帯の総所得51万5千円（軽減判定用所得）≤82万円（5割軽減基準額）  
 (3) 賦課基準額：47万5千円（世帯主所得）－33万円 → 14万5千円  
 34万円（配偶者所得）－33万円 → 1万円  
 → 14万5千円（世帯主）＋1万円（配偶者） → **15万5千円**  
 (4) 介護分：1人（世帯主64歳）が40歳以上65歳未満なため介護分があります。  
 賦課の計算は介護分対象者（世帯主分）のみ反映します。

### ＜国保税の計算＞

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	<b>15万5千円</b> × 5.5% = 8,525円	<b>15万5千円</b> × 2.2% = 3,410円	<b>14万5千円</b> （世帯主） × 1.8% = 2,610円
資産割	64,000円 × 32% = 20,480円	(0%)	(0%)
均等割	25,300円 × 2人 × 0.5（5割軽減） = 25,300円	9,600円 × 2人 × 0.5（5割軽減） = 9,600円	12,000円 × 1人 × 0.5（5割軽減） = 6,000円
平等割	20,600円 × 1世帯 × 0.5（5割軽減） = 10,300円	6,100円 × 1世帯 × 0.5（5割軽減） = 3,050円	4,500円 × 1世帯 × 0.5（5割軽減） = 2,250円
小計	64,605円	16,060円	10,860円
総合計	国保税（年額）91,525円		

## 計算モデルケース3（世帯主65歳の単身世帯）

世帯主：給与収入122万9千円 ⇨ 給与所得57万9千円（122万9千円－65万円）  
 年金収入140万円 ⇨ 年金所得20万円（140万円－120万円）  
 土地・家屋等の固定資産税（都市計画税除く）約64,000円

- (1) 世帯の総所得：57万9千円（給与所得）＋20万円（年金所得）＝77万9千円  
 (2) 2割軽減に該当：世帯の総所得62万9千円（軽減判定用所得）≤78万円（2割軽減基準額）  
 (3) 賦課基準額：77万9千円（世帯の総所得）－33万円 → **44万9千円**  
 (4) 介護分：65歳以上なため介護分がありません。

### ＜国保税の計算＞

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	<b>44万9千円</b> × 5.5% = 24,695円	<b>44万9千円</b> × 2.2% = 9,878円	該当無し
資産割	64,000円 × 32% = 20,480円	(0%)	(0%)
均等割	25,300円 × 1人 × 0.8（2割軽減） = 20,240円	9,600円 × 1人 × 0.8（2割軽減） = 7,680円	該当無し
平等割	20,600円 × 1世帯 × 0.8（2割軽減） = 16,480円	6,100円 × 1世帯 × 0.8（2割軽減） = 4,880円	該当無し
小計	81,895円	22,438円	0円
総合計	国保税（年額）104,333円		

※ 大切なお知らせです。納税通知書と併せて、必ずお読みください。

## 年金天引き・軽減等の変更にご留意ください！

### 年金天引き（特別徴収）が新たに始まる方がいます！

次の要件に該当する世帯主の方の国保税は、年金から天引きされる「特別徴収」になります。

- ◆ 世帯内の国保の被保険者全てが65歳以上で構成される世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）
- ◆ 年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限る）を受給している世帯主
- ◆ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の半分以上を超えていない

なお、特別徴収になられた方でも原則として「申し出」により国保税の納付方法を口座振替に変更することができます。

### 年金天引き（特別徴収）から口座振替等（普通徴収）に切り替わる方がいます！

今まで「特別徴収（年金天引き）」の方でも「普通徴収（納付書・口座払い）」に変更になっている場合があります。お手元の納税通知書をご確認ください。（切替の原因については、世帯主が年度中に75歳になる等、加入状況に変更のあった方です。）

### 75歳になる方の国保税の計算

国保の被保険者が75歳になると、その誕生日に国保から後期高齢者医療制度に移行するため、国保から自動的に脱退します。世帯の中に年度中に75歳になる方がいる場合の国保税は次のとおり計算します。

#### 1. 世帯全員が75歳以上になる場合の国保税

75歳の誕生月の前月までの国保税を計算し、誕生月の前月までの期間で振り分けます。

#### 2. 世帯の一部が75歳以上になる場合の国保税

75歳の誕生月の前月までの国保税と、75歳未満の加入者全員の国保税を合算し1年間で振り分けます。

### 75歳以上になる人 + 同世帯の国保加入者が1人だけの世帯の国保税の軽減

国保税の平等割額（介護分は除く）が5年間半額になり、その後3年間は4分の1減額されます。ただし、後期高齢者医療制度に移行された方と継続して同じ世帯である場合に限り、また、世帯主等に異動があった場合は適用されなくなります。

### 75歳以上になる人 + 同世帯の国保加入者が2人以上いる世帯の国保税の軽減

同世帯の方が75歳になり、国保税の軽減（7割・5割・2割軽減）を受けていた世帯については、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含めて軽減を判定します。（＝従前と同様の軽減が受けられます。）

### 社会保険等の被扶養者であった方（旧被扶養者）の国民健康保険税の軽減

社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の方（旧被扶養者）は、資格取得日の属する月以後、国保税について次の軽減措置が受けられます。

- 所得割額及び資産割額が全額免除に、1人あたりにかかる均等割額が半額になります。
- 被扶養者だった方のみが国保に加入する世帯の場合は、さらに1世帯あたりにかかる平等割額も半額になります。

### 倒産・解雇や雇い止めなどにより離職をされた方の国民健康保険税が軽減されます

企業の倒産や解雇などによって失業された方（非自発的失業者）の国保税の軽減措置があります。

- 対象者 ① 離職時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」

※ 雇用保険受給資格者証の離職理由欄に11・12・21・22・23・31・32・33・34のコード番号が記載されている方

- 軽減内容 国保税の算定及び高額療養費の所得区分を判定する際、非自発的失業者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで（最大で2年間）。
- 軽減を受けるには申告が必要です 雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑（認め）を持参のうえ、国保年金係（市役所3番の窓口）で申告をしてください。

### 国民健康保険税の納付が困難なとき

傷病や廃業、失業などにより前年と比べて所得が激減したため、生活が著しく困窮し、国保税の支払いが困難な場合には、減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。